

投資情報

国家発展改革委員会が「外商投資産業指導目録(意見聴取稿)」を公表

中国国家発展改革委員会は「外商投資産業指導目録(2011年改正)」(2011年12月24日公布、2012年1月30日施行 以下、“2011年版”と表記)の改正案として「外商投資産業指導目録(意見聴取稿)」(以下、“意見聴取稿”と表記)を公表しました。2014年11月4日から12月3日までの1か月間、国家発展改革委員会のホームページ上での意見聴取が実施されています。

今回の“意見聴取稿”の公表について国家発展改革委員会は、「外商投資産業指導目録」を経済のグローバル化に対応させるためものと説明しています。“意見聴取稿”では製造業及びサービス業を中心に、過去最多の制限類項目の削減や外資の出資比率制限の緩和が行われており、今後の動向に注目が集まっています。

中国において外商投資プロジェクトは「外商投資産業指導目録」により“奨励類”、“許可類”¹、“制限類”、“禁止類”に分類されています。この分類により外商投資プロジェクトの審査認可権限や外商投資企業の享受可能な優遇政策が決定されています。従来、奨励類に該当する外商投資プロジェクトは他の分類に比べ審査認可が得やすく、税制面においても優遇政策を享受することができました。しかし、近年は審査認可、税制の両面において奨励類に該当することのメリットが縮小されており、外国企業にとっての「外商投資産業指導目録」の位置づけも、中国における事業展開や新規進出を検討時に規制の有無を把握するためのものへと変化しつつあります²。

“2011年版”は、1995年に初めて施行されて以来、5回の改正を経て施行されているものです。“2011年版”では、戦略的新興産業や省エネルギー、新エネルギー分野を奨励類として追加する一方で、非環境・非省エネ型業種、生産調整の必要な業種や飽和業種を大幅に削減する“選別的”な外資導入政策が反映されました。今回の意見聴取稿では、“2011年版”改正時と同様の“選別的”な外資導入政策を維持しながら、経済のグローバル化への対応を目的として製造業及びサービス業を中心に制限類項目が現行の79項目から35項目に削減

¹ 「外商投資産業指導目録」には、「奨励類」、「制限類」、「禁止類」に該当する外商投資プロジェクトが明記されており、これらに該当しないプロジェクトが「許可類」とされる。

² 「外商投資プロジェクト審査承認及び届出管理弁法」(国家発展改革委員会12号令)により、奨励類および許可類プロジェクトは、「外商投資産業指導目録」の中持分支配要求があるプロジェクトでなければ、総投資額に関わりなく全て地方投資主管部門(すなわち地方発展改革部門)への届出手続きに変更された。詳細は「トーマツチャイナニュース Vol.139(2014年6月号)」を参照のこと。税制面のメリットとしては、奨励類に該当すれば一定の条件を満たす投資総額内の自家用設備等の輸入にかかる関税が免税となる点がある。

されました。さらに奨励類の自動車電子装置の製造・研究開発関連項目の一部、定期・不定期国際海上輸送業務等に対し要求されていた“合弁、合作に限る”または“中国側の持分支配”を規定した旨の記述が削除される等、外資への開放を更に推し進める内容となっています。また、養老機構が奨励類に追加される等、高齢化の加速を見据えた内容も盛り込まれています。

今回の“意見聴取稿”で大幅な見直しが行われた制限類リストの詳細は以下の通りです。

【表 1：制限類リストの主要な変更点】

意見聴取稿における業種	主要な変更点（一部抜粋）
一、農業・林業・牧畜業・漁業	・希少樹種原木の加工（合弁、合作のみ）、綿花（種綿）の加工を削除。
二、採鉱業	・海洋マンガン団塊、海砂の採掘（中国側の持分支配）等を削除。
三、製造業	・項目数を 32 項目から 7 項目に縮小。 ・農副産物加工業、飲料製造業、石油加工業、化学製品製造業や医薬品製造等の一部または全部を削除。 ・乗用車完成車・商用車及びオートバイの製造（中国側の出資が 50%を下回らない）等を追加。
四、電力・熱エネルギー・ガス及び水の生産と供給	・電力網の建設、運営（中国側の持分支配）を削除。
五、交通輸送、貯蔵及び郵政業	・鉄道貨物輸送会社、出入国自動車輸送会社を削除。 ・付加価値電信業務に対する外資の出資比率制限対象から電子商取引を除外。
六、卸売・小売業	・直接販売・通信販売・インターネット販売、大型農産品卸売市場の建設・経営、音響・映像製品（映画を除く）の流通（合作のみ）を削除。
七、金融業	・保険ブローカー会社を削除等。
（不動産業）	・土地の大規模開発（合弁、合作のみ）等 3 項目すべてを削除。
八、リース及びビジネスサービス業	・法律コンサルティングを削除。（但し、「中国法務コンサルティング」として禁止類リストへ）
九、科学研究及び技術サービス業	・輸出入商品検査・鑑定・認証会社等 2 項目を削除。
十、教育	・高等教育機構、幼児教育（共に合作のみ、中国側主導）の 2 項目を追加等。
十一、衛生、社会サービス	・医療機構（合作のみ）を追加。
十二、文化、体育と娯楽業	・映画館の建設・経営（中国側の持分支配）、大型テーマパークの建設・経営等 4 項目を削除。 ・禁止類である音響・映像製品及び電子出版物の制作業務（中国側の持分支配）を追加。但し、同出版業務は禁止類。

制限類リストが大幅に縮小された業種として、製造業（農副産物加工業、飲料製造業、石油加工業、化学製品製造業や医薬品製造等を含む）、卸売・小売業、不動産業等が挙げられます。卸売・小売業ではインターネット販売等が削除され、医薬品製造では国家免疫計画の予防接種ワクチン等 5 項目全て、及び、不動産業では土地の大規模開発等全ての項目が削除されました。

ただし、中国の産業構造への影響が大きいと考えられる業種の中には、依然として制限類リストに列挙されているものも多く見受けられます。例えば、銀行や保険会社等の金融業、付加価値電信サービスや基礎電信業務等を含む通信業等の制限類項目は、小幅な削減に止まっています。また、教育に対しては制限類リストに 2 項目が新たに追加されたことに加え、2011 年版でも制限類とされている普通高等教育機構に対する外資の出資比率に関する記載が“合作のみ”から“合作のみ、中国側主導”に変更される等、規制が厳格化されています。

また、「外商投資産業指導目録（2007 年版）」では奨励類に分類されていたものの、“2011 年版”において奨励類リストから削除（許可類に変更）された完成車の製造は、今回の“意見聴取稿”では制限類に変更されており、この変更に合わせて“中国側の持分は 50%を下回ってはならない、同一の外国投資者は国内に 2 社以下の同類（乗用車類、商用車類、オートバイ類）完成車製品合弁企業を設立することができる”旨の記載が追加されました。これは、現在有効な「自動車工業産業政策」（国家発展改革委員会令第 8 号 2004 年 5 月 21 日公布、同日施行）の記載をそのまま導入したものであり、実質的な規制内容には影響しないものと考えられます。当局関係者の発言等から、完成車の製造にかかる外資の出資比率規制が緩和に向かうとの見方もありましたが、少なくとも今回の“意見聴取稿”では中国の国内ブランドの成長促進を優先し、現状を維持した形となっています³。

今回の意見聴取を踏まえ、今後正式な公表が予想される改正版の動向に注目する必要があります。

³ 2011 年版によれば完成車の製造は許可類であり外資比率に関する記述はないが、「自動車工業産業政策」（国家発展改革委員会令第 8 号 2004 年 5 月 21 日公布、同日施行）により中国側の出資比率が 50%を下回ってはならない旨が定められている。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,800 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 200,000 人を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2014. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC, Deloitte Tohmatsu Tax Co.

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited